

第2章 平常時の準備

災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から建築物等における石綿使用状況の情報（又は石綿を使用している可能性のある建築物等の情報）について、所管部署と連携して共有・整理し、情報共有するとともに、環境局及び関係局は応急対応に必要な資機材を確保する。また、本市の職員、解体工事業者、廃棄物処理業者等に対し、石綿に関する情報の周知を行うとともに、住民に対する普及啓発に努める。

1 アスベスト調査台帳等の情報の共有・整理

（1）アスベスト調査台帳

大気環境対策課は、住宅都市局監察課よりアスベスト調査台帳に記載されている内容のうち、吹付け石綿等（レベル1に限る）の使用の可能性のある建築物の推定に用いる情報の提供をうける。

（2）建築確認台帳

大気環境対策課は、住宅都市局建築審査課より、建築確認台帳に記載されている内容のうち、吹付け石綿等（レベル1に限る）が使用されている又はその可能性のある建築物の推定に用いる情報の提供をうける。

石綿（アスベスト）使用の可能性のある建築物の推定に用いる情報とは、建築物の建築時期及び構造等の情報をいう。

（3）固定資産課税台帳

大気環境対策課は、財政局固定資産税課より、固定資産課税台帳に記載されている内容のうち、石綿使用の可能性のある建築物の推定に用いる情報の提供をうける。

石綿使用の可能性のある建築物の推定に用いる情報とは、建築物の建築時期及び構造等の情報をいう。

（4）市有建築物におけるアスベスト使用施設の現況調査

大気環境対策課・住宅都市局企画保全課は、市有建築物におけるアスベスト使用施設の現況調査を継続的に実施していく。

平成17年度以降、市有建築物における吹付けアスベスト使用施設の現況調査を実施

しており、これを継続して実施していく。

(5) 大気汚染防止法の届出履歴

大気環境対策課・各区保健福祉センター公害対策室は、特定粉じん排出等作業実施届出書に基づき、石綿使用の可能性がある建築物の一覧を作成する。

特定粉じん排出等作業実施届出により、石綿の囲い込み・封じ込めが実施された建築物を把握することができる。これらの建築物は、倒壊などにより石綿飛散の可能性があることから、平常時より把握しておく。

(6) 一覧の作成

大気環境対策課及び関係所管課等は、(1)～(5)までに得た情報及び指定避難所・学校などの情報をもとに、石綿露出状況調査及び環境モニタリングの優先度が高い地域がわかるよう取りまとめる。

アスベスト調査台帳などの情報をもとに作成した石綿使用の可能性がある建築物の一覧及び、指定避難所・学校など災害時に人の集まる施設の一覧をもとに作成する。

これは「第3章 災害発生時の応急対応」における露出状況の調査における調査地域の決定及び、「第4章 環境モニタリング」におけるモニタリング場所の決定に使用する。

2 災害時に必要な資機材の確保

(1) 住民・ボランティア向け防じんマスクの確保

環境局大気環境対策課は、住民むけに配布するための、市民経済局市民活動推進センターは、ボランティアむけに配布するための、防じんマスクを確保する。

環境局大気環境対策課及び市民経済局市民活動推進センターは、「第3章 災害発生時の応急対応」において配布することとなる防じんマスクの確保を行う。なお、住民やボランティア向けに配布する防じんマスクは、使い捨て式防じんマスク（DS2以上）もしくはこれと同等以上のものとする。

(2) 応急対応等に必要となる資機材の確保

各局室は、職員が実施する災害時対応において必要となる資機材を確保する。

各局室は、職員が実施する災害時対応において必要となる防護服・防じんマスクな

どの資機材の確保を行う。災害時対応とは、市有建築物の状況確認など発災後の被災状況の確認や災害ガレキの処理などをはじめとした災害時の対応をいう。

「第3章 災害発生時の応急対応」に記載されている各区公害対策室が実施する露出状況の調査に必要となる資機材については、環境局大気環境対策課において確保を行う。

これらの資機材の取り扱い方法について、平常時から確認しておくことが望ましい。参考として、下図に石綿取扱いにおける保護具の基準を示す。

作業	石綿等の除去等の作業 (吹き付けられた石綿等の除去、石綿含有保温材等の除去、石綿等の封じ込めもしくは囲い込み、石綿含有成形板等の除去)			左記の作業場で石綿等の除去等以外の作業を行う場合
作業場所	隔離空間内部	隔離空間外部 (または隔離措置を必要としない石綿等の除去等を行う作業場)		
		石綿等の切断等を伴わない囲い込み／石綿含有成形板等の切断等を伴わずに除去する作業		
呼吸用保護具	電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク (区分①)	電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスクまたは取替え式防じんマスク (RS3 または RL3) (区分①～③)	取替え式防じんマスク (RS2 または RL2) (区分①～④)	
保護衣	フード付き保護衣	保護衣または作業着		

区分	呼吸用保護具の種類
区分①	- 面体形及びフード形の電動ファン付き呼吸用保護具 (粒子捕集効率 99.97%以上 (PL3 又は PS3)、漏れ率 0.1%以下 (S級)、大風量形) - プレッシャーデマンド形 (複合式) エアラインマスク - 送気マスク (一定流量形エアラインマスク、送風機形ホースマスク等) - 自給式呼吸器 (空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器)
区分②	全面形取替え式防じんマスク (粒子捕集効率 99.9%以上) RS3 または RL3
区分③	半面形取替え式防じんマスク (粒子捕集効率 99.9%以上) RS3 または RL3
区分④	取替え式防じんマスク (粒子捕集効率 95.0%以上) RS2 または RL2

図2. 1 石綿取扱いにおける保護具の基準

出典：石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.20 版] 平成30年3月 厚生労働省



図2.2 使い捨て防じんマスクの例



図2.3 防じんマスクの例

出典：石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.20 版] 平成30年3月 厚生労働省

3 平常時からの普及啓発及び対策

(1) 市民・事業者向けの周知・普及啓発

大気環境対策課は、平常時から解体工事業者等に対して、講習会等の機会を通じて石綿の飛散・ばく露防止対策について周知するとともに、住民に対し、広報紙やホームページ等を通じ、石綿に関する情報の普及啓発に努める。

住宅都市局監察課は民間建築物の所有者に対して、除去などの吹付け石綿対策についての啓発を行う。

(2) 職員向けの周知・研修など

大気環境対策課は、平常時から各局室に対して、「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」及びそのほか石綿に関する情報について周知する。

また、各区保健福祉センター公害対策室に対して、災害時の応急対応について研修を行う。

災害発生時の応急対応の際、各区保健福祉センター公害対策室の職員が石綿の露出状況調査を実施する為、調査方法や測定機器等について、定期的に研修を行う。

(3) 市有建築物の確認調査

各局室の市有施設の管理者は、定期的に石綿の状態を監視する。著しい劣化、損傷等により石綿が飛散する恐れが確認された場合には、速やかに応急措置を実施し、除去等を早期に実施する。

石綿の除去について、施設の改修、補修、解体などにあわせて実施するなど、施設の状況に応じて計画的に実施する。